

2025年日本物理療法学会研究助成募集要項

1. 研究助成の趣旨

本研究助成の趣旨は、物理療法に関する学術研究活動を促進するために、物理療法を科学的に検証し、臨床への示唆を与える独創性豊かな調査・研究について、一般社団法人日本物理療法学会（以下「この法人」という。）の趣旨に賛同して集められた研究助成金と物理療法関連機器を用いて研究助成を行い、わが国の物理療法の発展に寄与することである。

2. 研究助成の対象者

この法人会員またはこの法人会員を含む研究グループとする。なお、主研究者はこの法人会員に限るものとする。また当助成を受けたことのある申請者・共同研究者は前回の助成終了時より3年間は申請できないものとし、申請多数の場合は原則的に新規の申請者もしくは新規の研究テーマを優先的に採択することとする。

3. 研究助成対象テーマ

物理療法に関する研究であれば、基礎・臨床を問わないものとする。ただし、機器貸与型研究助成は公益に資する研究課題とする。

4. 募集方法

公募とする。ただし、助成金制度と機器貸与型助成制度の重複応募はできないものとする。

5. 研究助成制度の種別

1 助成金制度： 課題研究に対し、助成金を交付する。

2 機器貸与型助成制度： この法人が認める公益に資する研究課題、かつ医療機関等及び医療担当者の通常の医療業務としての研究を超える研究課題に対し、物理療法関連機器の貸与を実施する。

6. 助成金制度による助成規模

原則として、3件以内 とする。

7. 助成金制度による助成額

助成額は1件当たり、50万円以内とする。

8. 機器貸与型助成制度における助成

助成件数は貸与可能な機器数に基づいて設定する。物理療法機器の貸与期間は、最大1年間とし、1機種、1回限りとする。貸与された機器は承認された研究計画の範囲内でのみ使用することができ、通常の診療行為に使用することはできない。また貸与する医療機器を用いて行なった行為に対し保険請求することはできない。貸与する機器は、この法人における研究助成制度の趣旨に賛同が得られた賛助会員からの貸与とする。貸与に際して、医療機器業公正取引協議会の定める「医療機器の貸出しに関する確認書」の書類を取り交わす。また、

不慮の事故に伴う故障については、この法人事務局に速やかに連絡したうえで、当該企業と対応について話し合うこととする。

9. 募集期間

2025年2月1日 ～ 2025年4月30日 (13 時締め切り)

10. 応募要領

応募者は、所定の研究助成申請書（様式 1）にて、主任研究者および共同研究者の名簿と業績等を記載し、また、研究計画書（様式 2）にて、研究課題、研究の背景、目的、方法、希望助成金、予想される結果を作成し、COI 自己申告書（様式 3）とともに E メールにて申請する。研究助成が受託された場合は、誓約書（様式 4）を自署にて記載し、E メールにて提出しなければならない。

11. 審査

- 1) 研究助成選考部会で選考する。
- 2) 助成金受給の決定および受給額、機器の借用者および機器については、研究助成委員会の審査を経て、理事会で決定し、代議員総会にて報告する。
- 3) 審査にあたっては、倫理委員会または動物実験委員会への申請状況を確認する。申請先を研究方法欄に明示すれば、倫理委員会、動物実験委員会申請前、申請中の研究についても助成研究に応募することができる。ただし、これらの申請研究の採択については、倫理委員会または動物実験委員会申請承認を条件とし、承認後に助成金の支給または機器を貸与する。
- 4) 申請者は倫理委員会等に申請する際に、利益相反マネジメントの自己申告を行うこと。

12. 研究助成選考部会の構成

公正な助成対象研究の選考のために、研究助成選考部会を構成する。

- 1 研究助成選考部会は、5名の部会員（部会長を含む）で構成する。
- 2 部会員の任期は、2 年とする。
- 3 部会員の再任は妨げないものとするが、5期以上重任することは出来ない。
- 4 部会員は、研究助成委員会委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 6 選考結果発表までは、部会員の氏名を公表しない。
- 7 部会員は、応募のあった候補者が直接の研究指導を受けているか、または研究指導にあたった期間から 3 年以上経過していない場合には、当該候補者に関する選考には加わらないものとする。
- 8 研究助成選考部会は、必要に応じてオブザーバーの出席を要請することができ意見を求めることができるものとする。ただし、オブザーバーは選考の決定には関与しないものとする。
- 9 研究助成選考部会の事務経費は、当該年度の助成金総額の10%以下とする。
- 10 研究助成選考部会は、研究助成受給者による研究報告を、資金・機器提供を受けた企業に報告する。

13. 助成金支給と機器貸与の決定

助成金受給者、機器の貸与者の決定にあたっては、本助成制度の趣旨に鑑み公平に審査し、決定する。

理事長は、委員会の答申に基づいて受給者を決定し、申請者に審査結果をEメールで通知するとともに、ホームページで公開する。

14. 助成金の交付

助成金は、交付する前に「研究の成果を日本物理療学会学術集会で発表の上、日本物理療学会会誌に投稿する。」ことの誓約書（様式 4）を交わした後、2024年 8 月末日までに研究助成受領者の金融機関の口座に振り込むことによって交付する。

15. 研究助成金の使途

助成金および貸与機器は申請研究の目的以外には使用しないものとし、研究計画書の記載通りに使用することを原則とする。ただし、次のような支出は助成の対象としない。

- 1 助成金受給者本人あるいは共同研究者への謝金
- 2 助成金受給テーマに関する発表を伴わない学会参加費用
- 3 その他、研究に直接関係のない諸経費（通信費、交通費、謝金等）および機器使用

16. 研究助成該当者の責務

助成金受給者および機器借用者は、研究の成果を翌年度に開催されるこの法人が主催する学術大会で発表の上、この法人が発行する物理療法科学に投稿する。また、翌年度12月末日までに、研究成果報告書（様式指定）、会計報告書（様式指定、助成金受給者のみ）、および全支出の領収書（コピー不可）を研究助成委員会に必ず提出することとする。

17. 研究助成の明示

この法人の研究助成により助成金を受給した研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本物理療学会（英語の場合は Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy）研究助成制度により助成金を受給した”との旨を注記する。また、この法人の研究助成（機器貸与型助成制度）により物理療法機器を借用した研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本物理療学会（英語の場合は Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy）研究助成制度により物理療法機器（商品名、企業名社製）を借用した”との旨を注記する。

18. 研究助成の延長申請

やむを得ない理由により、学術大会での成果報告、研究成果報告書と使途報告書の提出が期限に間に合わず研究助成の延長を希望する場合には、原則として1年に限り延長することを認める。希望する際は、所定の延長申請書に必要事項を記載し、研究助成委員会事務局へ提出し、同委員会より許可を得ることとする。なお、機器貸与型研究助成制度については、延長

を認めない。

19. 研究助成の辞退

助成交付後に所属機関の変更や対象研究を遂行できない等の理由により、助成交付を辞退する場合、速やかに書面による交付辞退の申請を行う。理事会により申請が承認された後、助成金の全額を返金、及び貸与機器の返還を速やかに行うこととする。なお、辞退申請が承認されれば、助成交付の実績は取り消される。

20. その他

上記の規定以外の事項が発生した際は、速やかに事務局へ連絡をすること。

<応募先>

一般社団法人日本物理療法学会研究助成委員会事務局

〒574-0011 大阪府大東市北条5-11-10

四條畷学園大学リハビリテーション学部

担当：松木明好

TEL：072(863)5043

E-mail：a-matsugi@reha.shijonawate-gakuen.ac.jp